

札幌市工事等一般競争入札参加資格審査委員会設置要綱

平成21年3月25日副市長決裁
(最近改正 平成29年3月28日)

(設置)

第1条 札幌市工事等一般競争入札施行要綱(平成17年3月29日財政局理事決裁)により一般競争入札を行う場合の入札参加資格の決定、確認その他一般競争入札に関する事項を取り扱うことを目的として、札幌市工事等一般競争入札参加資格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成等)

第2条 委員会は、工種に応じて次の各号に掲げる区分ごとに開催するものとし、当該各号に定める委員をもって構成する。

(1) 土木関係工事等一般競争入札参加資格審査委員会 工事管理室長、(建)土木部道路工事担当部長、(建)土木部維持担当部長、みどりの推進部長、事業推進部管路担当部長

(2) 建築関係工事等一般競争入札参加資格審査委員会 工事管理室長、(建)総務部用地担当部長、事業推進部処理担当部長、建築部長、建築部設備担当部長

(委員長、副委員長及び職務代理者)

第3条 委員長は、委員会の会議の議長となり、委員会の事務を掌理するものとし、管財部長をもって充てる。

2 委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、その職務を代理するため、委員会に副委員長を置くことができる。

3 副委員長を置く場合にあつては委員長及び副委員長に事故があるとき、副委員長を置かない場合にあつては委員長に事故があるとき、委員長の職務を代理するため、委員会にその職務を代理する者(以下「職務代理者」という。)を置くことができる。

4 副委員長及び職務代理者は、委員長がこれを指名する。ただし、事故その他の理由により委員長が指名することができないときは、この限りでない。

(臨時委員)

第4条 委員長は、必要があると認めるときは、第2条各号に定める委員以外の職員を臨時に委員として委員会に出席させることができる。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じこれを招集する。

(意見の聴取等)

第6条 委員会は、必要と認めるときは、関係職員に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務を担当する部課)

第7条 委員会の庶務は、財政局管財部契約管理課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。